



ほご 保護のしおり



所沢市イメージマスコット

トコロん

せいかつ ほご しんせい けんぽう もと こくみん けんり
生活保護の申請は憲法に基づく国民の権利です。

この「しおり」は生 活 保 護の制度について説 明 したものです。

わからないことや、相 談 のあるかたは

きがる しやくしよこうそうとう かいせいかつふくしか
お気軽に市役所高層棟2階生活福祉課まで

こえ
お声かけください。

でんわ と あ かのう
また、電話によるお問い合わせも可能です。

ところざわしふくしじむしょ
所 沢 市 福 祉 事 務 所

ところざわしやくしよ せいかつふくしか
(所 沢 市 役 所 生 活 福 祉 課)

(☎ 04-2998-9201)

令和7年4月版

せいかつ ほ ご 生活保護について

●せいかつ ほ ご 生活保護とは

ねんきん きゅうよ しゅうにゅう せたい き さいていせいかつひ
年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」
したまわ せたい じぶん しさん のうりよく せいど
を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を
かつよう せいかつ い じ せたい たい
活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に対して、
くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう にっぽんこくけんぼうだい
国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第
じょう せいかつほごほう さだ せいど
25 条 や生活保護法で定められた制度です。

●せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的

せいかつ ほ ご しさん のうりよく かつよう せいかつ こま
生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかた
たい こんきゅうじょうたい おう ひつよう ほ ご おこな せいかつ
に対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が
ほしょう じりつ せいかつ おく しえん
保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを
もくてき
目的とします。

●生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたがたの問題解消のため、協力いたします。なお、生活保護の利用の際には、以下の手続きを経ることとなります。



①相談

お住まいの地域の福祉事務所に相談し、困りの内容をご相談ください。

②申請

保護の申請意思のあるかたは、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

③調査

保護の申請をされますと調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

④利用開始

保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

①相談（生活にお困りになったら・・・）

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。相談の中で、生活保護制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

②申請（意思があればどなたでも）

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所に申請書類がありますので、お受け取りいただき、記入してください。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※明らかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権（職員の判断）で生活保護の利用を開始する場合があります。

③調査（調査内容と制度について）

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。



●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。

●扶養義務者について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものですが、援助可能な親族がいることによって、生活保護の申請ができないということにはなりません。

また、扶養義務のある方への照会は、援助が期待できる方に対して行います。

援助が期待できない方や、扶養照会を行うことにより明らかに自立の妨げとなる方には、基本的に福祉事務所からの照会はいりませんので事前にご相談ください。

(例) 援助の期待ができないかた

- 既に生活保護を受けている方
- 70歳以上の高齢者、未成年者、無収入の方
- 特別な事情がある方（家庭内暴力や虐待など）
- 交流が途絶えている方（10年程度音信不通など）

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

●^{せいかつ ほ ご}生活保護^のしくみ

さまざまな^{ちょうさ}調査をしたあと、生活保護^{せいかつ ほ ご}の利用^{りよう}ができるかどうかの^{しんさ おこな}審査を行います。

審査にあたっては、生活費^{せいかつ ひ}や住居費^{じゅうきょひ}、医療費^{いりょうひ}などで算定^{さんてい}される最低生活費^{さいていせいかつひ}（世帯単位^{せたいたんい}）と世帯の収入^{せたい しゅうにゅう}（給料^{きゅうりょう}、各種手当^{かくしゅてあて}、養育費^{よういくひ}なども含みます。）を比較^{ひかく}して判定^{はんてい}します。下図のように、最低生活費^{さいていせいかつひ}に対し、世帯の収入^{せたい しゅうにゅう}が不足^{ふそく}する場合は生活保護^{せいかつ ほ ご}を利用^{りよう}し、不足部分^{ふそくぶぶん}を補^{おぎな}います。自分で得^{じぶん え}ることができる収入^{しゅうにゅう}が最低生活費^{さいていせいかつひ}を超える^こ場合には、生活保護^{せいかつ ほ ご}の利用^{りよう}はできません。

（例^{れい}）

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けってい 最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます。)	
せたい しゅうにゅう しゅうろうしゅうにゅう 世帯の収入(就労収入、 ねんきん てあて し おくり 年金、手当、仕送りなど)	ふそく せいかつひ 不足してしまう生活費



せい かつ ほ ご ひ
生 活 保 護 費

※保護費^{ほ ご ひ}は、世帯員^{せたいいん}の年齢^{ねんれい}や人数^{にんすう}、その世帯の収入額^{せたい しゅうにゅうがく}、冬季^{とうき}の暖房費^{だんぼうひ}、家賃額^{やちんがく}などで決定^{けってい}されますので、常に一定^{つね いってい}のものではありません。

●結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14

日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30

日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果が通知され

ます。



④利用開始（生活保護が始まったら…）

生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

生活保護の種類

生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて次に

掲げる扶助を受けられます。

生活扶助	衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用を個人の年齢、また世帯の人数などで算定されます。
住宅扶助	家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給されます。
教育扶助	子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。
医療扶助	医療費は現物支給となるため、保険適用内のものに

	じ こ ふ た ん は っ せ い ち り ょ う ざ い り ょ う せ じ ゅ つ つ い て は、自 己 負 担 が 発 生 し ま せ ん。な お、治 療 材 料 き ぼ う や 施 術 な の の 希 望 が あ る 場 合 に は、ば あ い 福 祉 事 務 所 へ 小 相 だ ん 談 ぐ だ さ い。 ち ょ う ざ い い し 調 剤 に つ い て は、せ ん も ん て き 医 師 が 専 門 的 な 判 断 に 基 つ い て、 こ う は つ い や く ひ ん 後 発 医 薬 品 の 使 用 を 認 め て い る 場 合 は、は ん だ ん 原 則 と し て、 こ う は つ い や く ひ ん 後 発 医 薬 品 を 小 使 用 し て く だ さ い。
か い ご ふ じ ょ 介 護 扶 助	か い ご に ん て い 介 護 認 定 を 受 け て い る か た が か い ご 介 護 サ ー ビ ス を 受 け る 際 じ こ ふ た ん ぶ ん の 自 己 負 担 分 も げ ん ぶ つ し き ゅ う 現 物 支 給 と な る た め、じ こ ふ た ん は っ せ い 自 己 負 担 が 発 生 し ま せ ん。な お、か い ご 介 護 サ ー ビ ス (じ ゅ う た く か い し ゅ う 住 宅 改 修、ふ く し ょ う ぐ 福 祉 用 具 こ う に ゅ う 購 入 を 含 む) の 利 用 希 望 が あ る 場 合 に は、ば あ い 福 祉 事 務 所 へ そ う だ ん 小 相 談 ぐ だ さ い。
し ゅ っ さ ん ふ じ ょ 出 産 扶 助	し ゅ っ さ ん 出 産 に か か る ひ ょ う 費 用 に つ い て、げ ん ど が く な い 限 度 額 内 で し き ゅ う 支 給 さ れ ま す。
せ い ぎ ょ う ふ じ ょ 生 業 扶 助	こ う と う が っ こ う 高 等 学 校 に か か る ひ ょ う 費 用 や し ゅ う し ょ く 就 職 す る た め に 必 要 と ぎ の う な る 技 能、し か く し ゅ と く 資 格 取 得 に か か る ひ ょ う 費 用 が し き ゅ う 支 給 さ れ ま す。
そ う さ い ふ じ ょ 葬 祭 扶 助	せ た い い ん な 世 帯 員 が 亡 く な っ た 際 に 必 要 な さい ひ つ よ う 葬 儀 費 用 な ど に つ い げ ん ど が く な い て、し き ゅ う 限 度 額 内 で 支 給 さ れ ま す。

●^{ほごひ} ^{しきゅうほうほう} 保護費の支給方法

① ^{まいつき} ^{ほごひ} 毎月の保護費

^{ほごひ} 保護費は、^{げんそく} 原則として毎月5日（5日が^{まいつき} ^か ^か ^{どにち} 土日、^{しゅくじつ} 祝日に当たる^あ 場合は、その^{ばあい} ^{ちよくぜん} ^{へいじつ} 直前の平日）に指定の^{ししてい} ^{きんゆうきかん} 金融機関へ^{ふりこ} ^{おこな} 振込みを行います。

② ^{りんじ} ^{ほごひ} 臨時の保護費

アパートの^{けいやくこうしんりょう} 契約更新料や^{つういんこうつうひ} 通院交通費など、^{りんじ} ^{ひつよう} 臨時で必要となる^{いちじてき} ^{ほごひ} 一時的な保護費については、^{よくげつぶん} ^{ほごひ} ^あ ^{しきゅう} 翌月分の保護費に合わせて支給するか、^{りんじてき} ^{しきゅう} 臨時的に支給することもできます。

●生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されます。



1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。

2. 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなるようなことはありません。

3. 受取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対して、審査請求をすることが出来ます。

●生活保護を利用するかたの義務

1. 生活向上に向けた努力をする。

働けるかたはその能力に^お応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。

2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、教材費などの学納金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃については、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。

3. ケースワーカーの指示に従う

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

●^{とど} ^で ^{ひつよう} 届け出が必要なもの

^{せいかつじょうきょう} ^{へんか} 生活状況に^{ほ こ ひ} ^{ちょうせい} ^{ひつよう} 変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、^{かなら} ^{ほうこく} 必ず報告をしてください。

^{せたいじょうきょう} ^{へんか} ^{れい} 世帯状況に^{れい} 変化があったとき（例）

- ・^{じゅうしょ} ^か 住所が変わるとき
(^{てんきよ} ^{かなら} ^{じぜん} ^{そうだん} 転居などについては必ず事前に相談をしてください)
- ・^{かぞく} ^{へんか} 家族に^{へんか} 変化があったとき
(^{しゅっせい} ^{しぼう} ^{てんにゆうてんしゅつ} ^{にゆうたいがく} ^{きゅうがく} ^{そつぎょう} 出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・
^{にゆうたいいん} ^{じこ} ^{けっこん} 入退院・事故・結婚など)
- ・^{しゅうしょく} ^{りしょく} 就職や離職をしたとき ^{けんこうほけん} ^{しかく} ^{しゅとく} ^{そうしつ} 健康保険の資格を取得や喪失
したとき
- ・^{きせい} ^{いえ} ^{ちようきかん} ^{るす} 帰省などで家を長期間留守にするとき ^{せいめいほけん} 生命保険などの
^{かにゆう} ^{かいやく} ^{めいぎへんこう} 加入、解約、名義変更をしたとき
- ・^{やちん} ^{ちだい} ^{へんこう} 家賃・地代が変更されるとき
- ・^{その} ^た ^{せいかつじょうきょう} ^{おお} ^{へんか} その他生活状況に大きな変化があったとき

^{しゅうにゆう} ^{へんか} ^{れい} 収入に^{れい} 変化があったとき（例）

- ・^{まいつき} ^{きゅうよ} ^う ^と 毎月の給与を受け取ったとき、また^{しょうよしゅうにゆう} 賞与収入があったとき
- ・^{ねんきん} ^{こうてきてあて} 年金などの公的手当があったとき
- ・^{せいめいほけん} ^{にゆういんぎゅうふきん} ^{かいやくへんれいきん} 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・^{こうつうじこ} ^{いしやりょう} ^{ほしょうきん} 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき

- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき

- ・不動産などの資産の売却益があったとき

- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※上記は一部で収入はあらゆる収入の申告が必要です。

就労収入に対する控除

収入申告を適正に行えば、次のような控除※や、収入として認定しない取り扱いができます。

※控除→収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合は、給与総額に應じて、一定の金額が控除されます。
② 新規就労控除	新規に就労したため特別の経費を必要とする場合には、規定の金額が控除されます。 ただし、適用条件があります。
③ 20歳未満控除	20歳未満の者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。ただし、適用条件があります。

④ ^{た ひつよう} その他の必要 ^{けい ひ} 経費	^{しゃかいほけんりょう} 社会保険料、 ^{しょとくぜい} 所得税、 ^{つうきんこうつうひ} 通勤交通費などの ^{ひつようけいひ} 必要経費が ^{こうじょ} 控除されます。
^{こうこうせい} 高校生の ^{しゅうにゅう} アルバイト収入	
^{こうこうせい} 高校生の ^{しゅうにゅう} アルバイト収入のうち、 ^{じゅぎょうりょう} 授業料の ^{ふそくぶん} 不足分や ^{しゅうがく} 修学 ^{りょこう ひ} 旅行費、 ^{がくしゅうじゅくだい} 学習塾代、 ^{だいがく} 大学・ ^{せんもん がっこう} 専門学校の ^{にゅうがくきん} 入学金など ^{そうき} 早期 ^{じりつ} 自立に ^あ 充てられると ^{みと} 認められたものは、 ^{しゅうにゅう} 収入として ^{にんてい} 認定しない ^と 取り ^{あつか} 扱いとなります。	

※^たその他^{じりつこうせい}自立更生に^あ充てられると^{みと}認められるものについても、
^{しゅうにゅう}収入として^{にんてい}認定しない^と取り^{あつか}扱いができる^{ばあい}場合がありますので、
^{しんこく}申告するときにご^{そうだん}相談ください。

^{せいかつほごほうだい}生活保護法第^{じょう}61条

^{ひ ほごしゃ}被保護者は、^{しゅうにゅう}収入、^{ししゅつ}支出^{ほかせいけい}その他生計の^{じょうきょう}状況について^{へんどう}変動
があったとき、^{また}又は^{きょじゅうちも}居住地若しくは^{せたい}世帯の^{こうせい}構成に^{いどう}異動があったと
きは、すみやかに、^{ほご}保護の実施^{じっしきかんまた}機関又は^{ふくしじ}福祉事務所^{むしょちょう}長にその^{むね}旨を
^{とど}届け^で出なければならない。

● 生活保護基準

◎生活扶助基準（令和5年10月1日現在）
生活扶助基準は、世帯の人員や年齢により異なります。算出方法は最低生活費認定調書によりますが、詳しくは生活福祉課にお尋ねください。

参考例①

70歳単身世帯の場合 73,850円

参考例②

65歳夫・63歳妻の二人世帯 118,920円

参考例③

33歳夫・29歳妻・4歳のこどもの三人世帯 148,440円

生活扶助費には、母子世帯や重度障害者世帯等については加算が付加されます。

◎住宅扶助基準

単身世帯	47,700円	※床面積が15㎡を超える場合
二人世帯	57,000円	
3人～5人世帯	62,000円	

※最低生活費と収入額を比較して、その不足額が生活保護費として支給されます。ここで説明されていることは概略ですので、詳しいことは生活福祉課までお尋ねください。

● 福祉事務所以外のお問い合わせ・相談先

○ 所沢市あったかサポートセンター（所沢市社会福祉協議会）

経済的な問題や日常生活などで困っていることはありません

か？

所沢市あったかサポートセンターでは、ご本人が抱えている問題をお聞きし、支援員が寄り添いながら解決に向けた継続的な支援を実施しています。

〒359-111 所沢市 泉 町 1861 番地の 1 （所沢市こども

と福祉の未来館 1 階福祉の相談窓口内）

電話番号 04-2968-3960

月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで（祝 祭 日や年末

年始は除きます）

○ 民生委員

各地域には、生活に困っているかたの見守りや相談に乗ってくれる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもぜひご相談ください。

